

# 月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 40

取り返しのつかない結果を避けるために

## 「障害年金」という年金制度をぜひ知ってください

一般的に「年金」と言えば「年齢を重ねた後にもらうお金」というイメージが強いと思いますが「死亡」や「障害」によっても年金を受給できる場合があります。これらのうち、特に「障害」による年金は受給するのが難しいと言われていま

知り請求しようとした時には、初診日を証明してくれるはずの病院にカルテが残っていないかったり、病院自体が廃院している場合があり、初診日を証明することができず、受給に結びつかないのです。初診日を証明

件を正確に知っておくことが何よりも重要です。

### 地域別最低賃金の変更のお知らせ

秋田県の地域別最低賃金の発効年月日は10月5日となっております。

665円 ⇒ 679円 (+14円)



お盆が過ぎてすぐに、涼しくなり、運転中ススキが見えて秋を感じました。

食欲の秋、食べるのが大好きな私は、子供たちと梨狩り、サツマイモ堀り、稲刈り、なべっこと秋の自然に触れたいと子供より親の私が週末の予定を考えワクワクしてしまいます。

秋田と言えば ☆ぎりたんぼ☆ ☆だまこ☆ですね。家で収穫したお米で☆だまこ☆を作ったり、色んなことを楽しみながら食べ過ぎないように秋を過ごしたいと思います。

(梶原 由香)

### 所長の一言

労働力不足が著しい建設産業では、外国人労働者の技能育成や受入拡大が叫ばれています。オリビック需要などです。まず人手不足が予想されていますので、気持ちよく「女性の活躍」において、「女性のさらなる活躍の躍進」で5つの政策を打ち出しています。そのひとつは、「女性が働きやすい現場環境の整備」です。まずはトイレ・更衣室等の整備から始めます。道はかなり長そうです。オリビック終わってしまします。

堀井 潤

### 厚生年金保険料率改定のお知らせ

平成26年9月分保険料（10月納付分）から厚生年金保険料率が下記のとおり改定されます。（一般の被保険者の場合）

17.120% ⇒ 17.474%  
(折半8.560%) (折半8.737%)

### 労働保険制度・雇用関連助成金等事業所説明会・相談会のご案内

労働保険（労災保険・雇用保険）の仕組みや助成金制度について説明会を開催します。

開催日	会場
10/15(水)	能代山本広域交流センター
10/17(金)	大館市北地区コミュニティセンター
10/27(月)	大曲地域職業訓練センター
11/4(火)	秋田テルリ
11/11(火)	湯沢文化会館
11/18(火)	横手市総合技能センター
11/21(金)	本荘由利地域職業訓練センター

参加ご希望の場合は、詳細が記載されたチラシを配布致しますので当事務所下記担当までご連絡をお願い致します。

《船木 綾子》

### 保険料の「未納」は絶対に避けて

障害年金の受給要件といえは大きく次の三つに分かれます（一部例外もあります）。

①初診日要件  
②障害認定日要件  
③保険料納付要件  
そして、原則としてこの三つの要件のすべてに該当しないと「障害年金」を受給できないという制度になっているのです。

### 重要は「初診日」要件

前記の三つの要件のうち軸になる要件は①初診日要件です。初診日とは「障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日」とされており、原則として年金制度加入期間中に、この「初診日」がある必要があります。この初診日を証明できず、受給を断念する方が多数いると言われています。障害状態になると、本人だけではなかなかの家族も世話等で毎日の生活だけで疲れ切ってしまう障害年金の請求にまで中々手が回らないといったこともあるということです。そして、いざ制度の存在を

ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html> 所長やスタッフのブログもあるよ!

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所  
本部掲載の記事・写真などの著作権・配権を承ります。  
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 堀井 綾子



E-mail: h-office@js3.so-net.ne.jp  
TEL: 018-863-7300 FAX: 018-863-7303